

## 座間市防犯灯設置等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、座間市内における防犯灯の設置及び維持管理について必要な事項を定め、夜間における犯罪の防止と歩行者の安心・安全を確保することにより、以て良好な生活環境を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯灯 夜間における犯罪防止を図るため、公衆の用に供する場所に座間市が設置、所有及び維持管理する LED 型防犯灯（道路照明灯を除く）をいう。
- (2) 東電柱 東京電力パワーグリッド株式会社が所有する本柱、支線柱及び小柱等の電柱をいう。
- (3) NTT 柱 東日本電信電話株式会社が所有する本柱、支線柱及び小柱等の電話柱をいう。
- (4) ポール 防犯灯を設置するための鋼管柱をいう。

### (設置基準)

第3条 市長は、市民の安全のために、申請があった場合において必要と認めたときは、予算の範囲内で別表に掲げる基準に従い、防犯灯を新たに設置し又は既設の防犯灯を移設等するものとする。

### (申請)

第4条 防犯灯の設置等の申請をする者は、座間市防犯灯設置等に係る申請書（第1号様式）に必要な事項を記入し、関係書類を添えて市長へ提出するものとする。

### (決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、これを審査し、現地調査等の結果に基づいて設置等の可否を決定し、座間市防犯灯設置等に係る決定通知書（第2号様式）によって、申請者に通知する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、防犯灯の設置等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附則

この要綱は、平成31年4月3日から施行する。

別表（第3条関係）

新設基準	<p>(1) 防犯灯の設置場所は、多数の市民等が通行する場所、又は、児童生徒が通学に利用する通学路で防犯等のために必要と認められる場所にある東電柱又はNTT柱とする。ただし、その場所に電柱がない等やむを得ない場合はポールに設置する。</p> <p>(2) 国道、県道以外の道路であり、原則として行き止まりでない道路とする。</p> <p>(3) 防犯灯と防犯灯の間隔は、原則として18メートル程度とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りではない。</p> <p>(4) 防犯灯の電力は、電気事業者から直接供給を受けるものとする。</p> <p>(5) 設置箇所周辺の民家等に防犯灯の照明による害を及ぼすおそれがある場合は、地権者及び周辺住民の承諾が得られていることを設置の前提とする。</p> <p>(6) 防犯灯の設置については、原則として座間市防犯灯設置基準図（共架式及び単独柱式）に則り施工する。</p>
------	---

NO.

第1号様式（第4条関係）

### 座間市防犯灯設置等に係る申請書

年 月 日

（宛先）座間市長

このことについて、次のとおり申請します。

申請者	住 所	座間市
	氏 名	
	連 絡 先	☎ ( ) ※携帯 ( )
	(自治会名)	

種 別	1 新設      2 移設      3 撤去      4 その他
-----	-------------------------------------

申請箇所	1	座間市 (電柱番号 )
	2	座間市 (電柱番号 )
	3	座間市 (電柱番号 )
	4	座間市 (電柱番号 )
	5	座間市 (電柱番号 )

誓 約 欄	<p>申請に際し、申請箇所周辺の住民等に説明し、問題等が生じた場合は、責任をもって対処することを誓約します。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏名 _____ 印 _____</p>
-------	---

第2号様式（第5条関係）

<p>座 協 発 第            号</p> <p style="margin-top: 40px;">座間市防犯灯設置等に係る決定通知書</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">年    月    日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">様</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">座間市長 遠 藤 三紀夫</p> <p style="margin-top: 40px;">年    月    日付けで申請のあった防犯灯の設置等につきまして、次のとおり決定したので通知します。</p>									
種 別	<p>1 新設    2 移設    3 撤去    4 設置不可    5 その他</p>								
申 請 箇 所	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td></td> </tr> </table>	1		2		3		4	
1									
2									
3									
4									
理 由									
備 考	<p>※新設の場合、設置後に申請者等の都合により撤去することはできません。</p> <p>※防犯灯器具設置後、通電手続きのため、点灯までに時間を要する場合があります。</p> <p>※その他、防犯灯に関するお問い合わせは担当までお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【担 当】座間市 市民部 市民協働課 交通防犯係</p> <p style="text-align: center;">【電話番号】046-252-8158</p>								